



# 山形県公報

平成29年10月3日(火)  
第2883号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1015
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(障がい福祉課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……1016
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……1017
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区指定の予定……………(みどり自然課) ……同
- 屋外広告物講習会の実施……………(県土利用政策課) ……1018

## 告 示

### 山形県告示第689号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                                     | 指定年月日     |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人みなあい<br>南陽市郡山602番地の11 | 障がい者自立支援センターさくら<br>南陽市郡山938番地の1 安久津テナント1階<br>A号 | 平成29.10.1 |

### 山形県告示第690号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第5号中「外来療養にあつては」を「、外来療養において、」に、「、入院療養にあつては」を「を超える場合にあつては、当該規定する額(同一保険医療機関ごとに計算期間(同令第14条の2第1項ただし書に規定する計算期間をいう。次号において同じ。))における当該一部負担金の合算額が同令第15条第8項に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額)、入院療養において、」に改め、同項第6号中「額)」を「額(同一訪問看護ステーションごとに計算期間における当該算定した額の合算額が同条第8項に規定する額を超える

場合にあつては、当該規定する額)」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成29年8月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

山形県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
清水堰土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
平成29年9月26日

山形県告示第692号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 保安林解除の理由  
駐車場用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年10月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------|------|-----------------------|------------|
| 村山市楯岡中町1401番1から<br>同 まで | 旧    | 24.5メートル<br>∩<br>24.0 | 26<br>メートル |
| 同 上                     | 新    | 25.0メートル<br>∩<br>24.0 | 同 上        |

山形県告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町桧原地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年9月5日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第695号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画公園
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第696号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地村総建第172号
- 2 指定の場所 東根市温泉町一丁目4151番18の一部及び4152番2の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 41.78メートル
- 4 指定年月日 平成29年9月26日

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成29年10月16日まで縦覧に供する。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

## (1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高2,105メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ溪谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、さらに絶滅が危惧されるホン

ドオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、宝珠山及び大丸森山に囲まれた大又沢の中流から下流にかけての区域は、複雑に入りくんだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林から高山帯植生と変化に富んだ植生からなる森林が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、コゲラ、ホシガラス等の森林性、高山性の野鳥や、アカショウビン、ミソサザイ等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。

また、獣類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、繁殖のための極めて重要な地域になっている。

このため、当該区域は、飯豊山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### (3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、自然保護のための普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

### (1) 意見書の受付期間

平成29年10月3日から同月16日まで

### (2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成29年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年11月13日（月）午前9時から午後4時30分まで

平成29年11月14日（火）午前9時から午後4時20分まで

(2) 場 所 山形市あさひ町23番69号 一般社団法人山形県測量設計業協会 2階会議室

## 2 受講手続

受講申込書を平成29年10月31日（火）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

## 3 その他

詳細については、県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当 電話023(630)2430に問い合わせること。